

令和7年3月3日

尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会 委員 各位

尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会
会長 磯部 友彦

第6回尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）について（依頼）

平素は、本協議会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会に係る尾張北部交通圏につきましては、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」に基づく準特定地域に指定されており、原則、輸送力の増強は認められておりませんが、今般、中部運輸局は、稼働状況が良いタクシー事業者に限り一時的な増車を認めるとして、**別添①**のとおり公示されました。

この公示を受け、尾張北部交通圏内のタクシー事業者より増車の申請がなされたことから、この申請が「尾張北部交通圏タクシー準特定地域計画」の実施（地域計画に定めるタクシーサービスの活性化等の目標を達成するための取組の推進）において支障がないか、中部運輸局より当協議会あてに**別添②**のとおり意見照会がありました。

本来であれば、協議会を開催し協議いただくべきところですが、中部運輸局への回答期限が短く、開催の調整が困難なことから書面による開催とさせていただきます。

つきましては、下記事項について配布資料をご確認いただき、ご意見の有無を**別紙**により令和7年3月19日（水）までにご回答いただきたくお願いいたします。

記

- (1) 議事 準特定地域におけるタクシー未稼働車枠の暫定活用について

連絡先（事務局）
〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町 30-16
（愛知県タクシー協会内）
担当 深谷、平松
電話 052-881-1315 / F A X 052-872-0968
メール info@aitakyo.com

【配布資料】

- 別添① 公示「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について」（令和7年1月30日）
- 別添② 「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について（意見照会）」（令和7年2月19日中運自旅二第795号）
- 参考① **【制度概要】** 準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について
- 参考② 構成員名簿

第6回尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会
書面決議書

議事「準特定地域におけるタクシー未稼働車枠の暫定活用について」

意見あり ・ 意見なし

*いずれかに「○」をお付けください。

ご意見等がありましたら、ご記入願います。

【尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会 委員】

所属・役職

氏名

※メール info@aitakyo.com または F A X 052-872-0968 にて、令和7年3月19日（水）までにご回答願います。